

[事案 2019-225] 新契約無効請求

・令和2年7月14日 和解成立

<事案の概要>

預金のつもりでお金を預けていたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年2月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料から解約返戻金等を控除した差額を返してほしい。

- (1) 募集人から、他契約の生存保険金と他の預金をまとめることを勧められ、預金のつもりでお金を預けたのであり、保険の契約は全く望んではいなかった。
- (2) 自分に何かあった場合に、代わりに娘が簡単に預金を下ろせる手続きをしたいと言われ、募集人に言われるまま書類に署名捺印等をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、設計書等により本契約の内容を説明し、申込書および意向確認書等に署名を受けている。
- (2) 申立人の娘が被保険者同意書に自署・押印し、告知もしているため、被保険者の同意がなかったと認めることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。